「茨城県食の安全・安心推進条例」の概要図

前　文

食は人の生命を支える礎であり，健康で豊かな生活を営むためには，食の安全・安心の確保が不可欠である。

（中略）

県民の総意として，食の安全・安心を確保することを決意し，県民の生命及び健康を保護するとともに，消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与するため，この条例を制定する。

第１章　総則

目　的

○基本理念を定義
○県，食品関連事業者及び県民の責務と役割を明確化
○県の施策を総合的に推進

県民の生命及び健康保護
安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給

基本理念

◎県民の生命及び健康保護が最も重要

○科学的知見に基づく施策の推進
○県，食品関連事業者及び県民の責務と役割の認識

関係者の責務・役割

県の責務

○施策の総合的な策定及び実施

食品関連事業者の責務

○食の安全・安心の確保に関する第一義的責任の認識
○情報の記録・保管・提供
○施策への協力

県民の役割

○施策への意見表明により食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす

施策・取組

第２章　食の安全・安心の確保に関する基本的施策

○基本方針　　○監視等
○安全で安心な農林水産物の供給
○情報の収集及び提供　○表示の適正化の推進
○危機管理体制の整備　○市町村等との連携
○調査研究の推進等　　○認証制度
○食育及び地産地消の推進

第３章　食の安全・安心の確保に関する具体的措置

○農林水産物の出荷規制
○食品等輸入者の届出
→ 立入検査・勧告・公表・命令
○自主回収の報告・公表

第４章　県民参画の推進

○施策の提案
○情報及び意見の交換の促進

第５章　雑則

○規則への委任

第６章　罰則

○罰金
○過料